TK正人の業界コラム･･･【左目は千里眼】(2017 年 09 月 19 日)

タイトル～＜衆議院解散総選挙＞･･･「国会日程はズレる」事になるけど･･･

■突如湧いて出た「衆議院解散」！？

9月18日、突然湧いて出た「衆院解散総選挙」の話題。安倍信三首相は、現在国連訪問(18日～22日)している為、『帰国後に判断したい』との事ですね。･･･と言う事は、週末の土日には、解散の発表となるのでしょうか？
本当に解散総選挙となるならば、「10月前半の公示～22日？29日？投開票」となるでしょうから、国会日程においても、『それなりの法案審議は先送りになる』のは必至でしょう(汗
パチンコ業界としては、カジノ法案の前の【ギャンブル等依存症対策基本法案】がある訳で、そのあたりも絡んでの【規則改正】だったのに、もうカジノも『やるならやる！で、とっとと進めて頂きたい』と思っている私ですけどね(汗。
とは言え、この分だと、今年年内での「カジノ実施法案成立」は無くなると予想されますが、そもそも、臨時国会での法案提出自体が見送られる可能性が高くなりますね。

■そもそも、「臨時国会招集」(予定)は、いつだったの？

私の予想では、「9月25日週の招集」と思っていたが、最終的には「28日招集」となった模様。

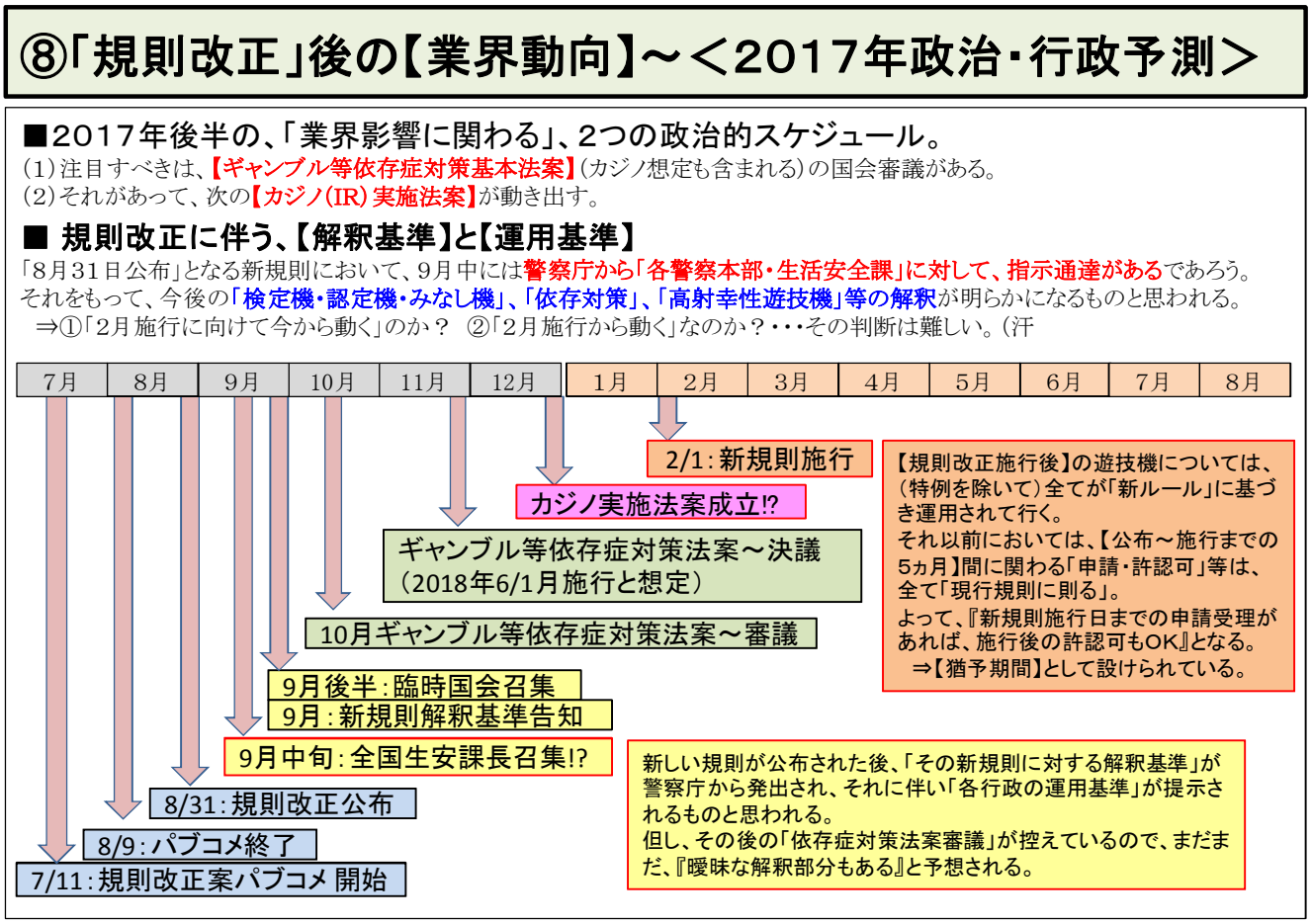

個人的には、『この資料作ったのに、どうしてくれんねん(笑)』･･･と言う気持ちなのですが、まぁそれはそうとして、『カジノ実施法案の年内成立は諦めるの？』とツッコミたくなりますが、いったいどうなるのでしょうかねぇ。

■【ギャンブル等依存症対策基本法案】～案の概要は？

「10月22日選挙日（想定）」となると、**【ギャンブル等依存症対策法案】**は、「継続審議」（通常国会で提出済法案）となるのか？「再提出」となるのか？詳細は未確認だが、いずれにしても、他の法案もあり、先送りされる可能性もある。とは言え、**『いずれ直面する』であろう法案**として、現在まで公開されている基本的な【法案の概要】の情報を一旦、「自公・政府案」と「民進党・野党案」として一応整理しておこうと思います。

【ギャンブル等依存症対策基本法案】～各政党案の概要

＜自民・公明党案＞		＜民進党案＞
依存症対策について国と地方の責務を計画にする	目的	与党案と同趣旨となる
政府は依存症対策の基本計画を策定する	国の責務	与党案と同趣旨となる
国や地方自治体による対策に協力する	事業者の責務	与党案と同趣旨となる
少なくとも3年ごとに見直し検討をする	基本計画の変更	少なくとも5年ごとに見直し検討をする
官房長官をトップに依存症対策本部の設置する	政府の組織	総理大臣をトップに依存症対策本部の設置する
特に規定なし	費用負担	事業者の売上を対策に充当する制度を検討する

見ての通り、**『与党・野党案共に大きな差異は無い』**事が分かります。いずれにしても、「カジノ実施法案の前には決めるべき事」と言うスタンスはありますので、結果的に**「修正案で、即まとまる話（＝賛成決）」**でしょう。

何度も言っておりますが、法案の名前は【ギャンブル**「等」**・・・】となっております。
そして、**『その「等」って何？』**と聞かれれば、**『パチンコ（等）です』**との答えとなります。よって、我々パチンコ業界にとっては、**【パチンコ依存症対策基本法案】**と読む事になります。
この先、この法律によって**『何が？どう？変わるのか？』『どんな制限？や、どんな負担？が現れるのか？』**
・・・日本と言う国において「初めての法律」になるので、その解釈・運用においても基本計画の変更はあるでしょう。

■パチンコ業界には、更に「網がかかる」？

今回の衆院解散により、カジノ問題は先送りされ、来年もまた**「パチンコバッシングが継続されてしまう」懸念**がある中、**＜2年後の2019年＞**には、**更に【二つの網】がかかる**可能性が高い。
◆1つは、「厚生省」管轄法案として、15年前の2002年に制定された【健康増進法】があり、その中の**【受動喫煙防止に関する「25条」】があり、「原則屋内禁煙の改正～施行」**が予定されています。
「東京オリンピック」開催に絡んでの国策になる訳ですから、『その実現性は高い』と言わざるを得ないでしょう。
よって、**今後の「禁煙・分煙等の設備の推移」**も、今後注視する必要があります。
◆もう一つは、「国税庁」管轄となる、**【消費税の増税】**があります。**『2年後に10％へ』**となる様相を呈しており、パチンコ業界の高価格推移に加え、「更なる2％増税」負担の影響は、計り知れないボディーブローとなるでしょう。
また、**その時期になれば、【交換率の問題】が再燃**する？かもしれません。（⇒それについては、またいずれ別途で）

いずれにしても、「2019年」は新台は「改正された新規則に対応する遊技機のみ」（旧基準の中古機設置は可能）となり、遊技機の運用等においても、確実に【次世代への対応】が必要となる時期でしょうから、更なる「営業と経営へのチャレンジ」は推し進めて行かねばなりません（汗・・・がんばりましょう！！

＜このコラムは、***有料コンテンツ***に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください＞
＜また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします＞